

○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日法律第五十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二を削る。

別表第九号の二を削る。